

2018年4月17日

知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議における  
「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」の決定について

デジタルコンテンツの発展とともに、マンガ、アニメ、映画、テレビ番組などを違法に掲載し、コンテンツ業界に甚大な被害を与えるインターネット上の海賊版サイトに多くのユーザーのアクセスが集中し、被害が急速に拡大しています。

このたび政府において、知的財産保護のため「知的財産戦略本部会合・犯罪対策閣僚会議」が開催され、「これら著作権者等の更なる権利侵害の拡大を食い止めるため、速やかに、特に悪質な海賊版サイトに対し、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）等による閲覧防止措置（ブロッキング）を実施し得る環境を整備する必要がある。」との見解ことを示され、「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策について」決定されたことを歓迎し、支持いたします。

サイト・ブロッキングによって悪質な海賊版サイトへのアクセスを遮断することはインターネット上での著作権侵害を劇的に減少させるために不可欠かつ効果的な手法であると世界各国で証明されており、現在42ヶ国で採用されています。

サイト・ブロッキングを含むインターネット上の著作権侵害対策の強化は世界の潮流であり、モーション・ピクチャー・アソシエーション（MPA）と日本国際映画著作権協会（JIMCA）は、今後とも、消費者が正規コンテンツを利用しやすい安全なインターネット環境の整備、日本及び世界中でのコンテンツ産業の健全な発展のための取り組みを支持いたします。

以上